

平成18年3月7日

各 位

株式会社 福岡銀行

## 不祥事件の発生について

この度、当行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

金融機関の社会的・公共的な役割から、高い信用と倫理観を求められるべき福岡銀行の職員が、かかる不祥事件を発生させたことを、深く反省いたしております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々、ならびに株主の皆様方に対しましては、心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

平成18年2月、当行古賀支店行員(48才・男性・課長)が、お客様からお預りしていた預金3百万円を着服していたことが判明しました。

昨年9月、お客様から金融商品の購入資金として通帳と払戻請求書をお預りしておりましたが、購入手続きを行わず、自己の借入金返済等のために費消しておりました。

本件につきましては、お客様から取引内容に関する照会を受けたことから、行内調査を行ったところ不正な取引が判明したものです。

なお、着服金につきましては、本人から全額弁済を受けております。

また、本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

#### 2. 今後の対応

事務取扱いの厳正化等、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに信頼回復に向けて全行あげて全力で取り組んでまいります。

以 上